



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位



| 令和5年11月6日（月）岐阜県発表資料 | | | |
|---------------------|--------------|-------|--|
| 担当課 | 担当係 | 担当者 | 電話番号 |
| 県民生活課 | 交通安全・コミュニティ係 | 村嶋 憲二 | 内線 3014 直通 058-272-8205 FAX 058-278-2889 |

交通死亡事故多発県内警報の発令に伴い啓発活動を実施します

県内での交通死亡事故の多発を受けて、「交通死亡事故多発非常事態宣言等実施要綱」に基づき、令和5年10月27日から11月10日まで『交通死亡事故多発県内警報』を発令しています。

については、県、岐阜市及び岐阜県警察が連携し、交通事故防止を呼び掛けるため、警報発令期間中の11月8日にカラフルタウン岐阜において啓発活動を実施しますのでお知らせします。

記

- 1 日 時 令和5年11月8日（水） 15:00～16:30
- 2 場 所 カラフルタウン岐阜 1階 十六銀行前（岐阜市柳津町丸野3-3-6）
- 3 参加者 岐阜県県民生活課
岐阜市地域安全推進課
岐阜県警察本部交通企画課
岐阜羽島警察署
- 4 実施内容
 - ・ 交通死亡事故多発県内警報に関する啓発
 - ・ 自転車の安全利用の促進に関する啓発

【交通死亡事故多発非常事態宣言等実施要綱（抜粋）】

（発令基準等）

第4 別表1に定める基準に達した場合には、会長は、警察本部長と協議の上、必要があると認めるとき、非常事態宣言、県内警報及び地域警報を発令することができる。

別表1（第4関係）

○基準

| 種 別 | 内 容 |
|------|--|
| 県内警報 | 下記のいずれかに該当した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通死亡事故が、1週間連続して発生したとき ・ 2以上の地域において、地域警報が発令されたとき ・ 1カ月の県内交通事故死者数が10人に達したとき |

（発令期間）

第5 非常事態宣言等の発令期間は、次のとおりとする。

- (1) 非常事態宣言 その都度決定する。
- (2) 県内警報 発令の日から起算して概ね15日間とする。
- (3) 地域警報 発令の日から起算して概ね10日間とする。